

三股町営住宅入居者募集案内

《隨時募集》

※募集には、「定期」と「隨時」の2種類があります。

※定期募集（6月、10月、2月）との同時申込みはできませんので、ご注意ください。

三股町 都市整備課 建築係
(三股町役場 2階中央 3番窓口)

1. 申込資格

- ① 現に住宅に困っていることが明らかな人であること。
次のような方は、申し込むことができません。（例外の事情は事前に相談が必要です）
 - ・持ち家のある人（共有名義を含む）
 - ・公営住宅に住んでいる人（三股町営住宅、近隣の宮崎県営住宅・市営住宅等）
- ② 親族と同居して2人以上で入居すること。
 - ・単身での入居は原則できません。（下記☆の特例を除く）
 - ・親族以外との同居はできません。（婚約者は親族に含まれます※1）
 - ・離婚予定者（別居中・離婚調停中の方）は申込みができません。※2

※1 申込み日から3ヶ月以内に結婚（入籍）することが条件です。

※2 特別な事情がある方は、申込みの前に相談ください。

☆ 特例として単身者で申込みできるのは、以下のいずれかに当てはまる場合です。

 - 1) 60歳以上の方
 - 2) 生活保護を受給している方
 - 3) 身体障害者手帳（1級～4級）等の交付を受けている方
- ③ 市町村税など全ての税、使用料、公共料金等に滞納がないこと。
 - ・分納中の方は申し込みができません。
 - ・給食費などに滞納がある方は完納をお願いします。
- ④ 公営住宅入居資格収入基準（月額）15万8千円以下であること。※3
 - ・収入基準（月額）21万4千円以下（裁量世帯）に該当する場合もあります。
- ⑤ 暴力団の構成員でないこと。
- ⑥ 入居後に団地での共同生活ができること。

2. 申込受付

※代理人の提出も可能ですので、申込み書類は余裕を持って早めにご提出ください。

- ① 期間：令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)（土・日曜、祝日を除く）
時間：午前8時30分～午後5時まで※1
- ② 場所：三股町役場 都市整備課 建築係（2階中央3番窓口）【注意：郵送不可】
 - ・公募の公平性を期すため、上記期間・時間・場所以外では受付できません。

※1 12:15～13:00は昼休憩時間のため、対応をお待たせする場合があります。

3. 申込の注意事項

- ① 同時に複数の団地の申込みをすることはできません。
- ② 申込書類の提出は、申込み本人、本人の親族で記載内容を説明できる人、または本人の法定代理人が提出できます。ただし、郵送での申込みは受付できません。
- ③ 提出書類等の内容について、勤務先等への照会等実態調査を行う場合があります。
- ④ 書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて別途必要な書類を追加提出していただく場合があります。（内容に応じて受付締切の適否があります）
- ⑤ 提出書類等は正確に記入してください。資格書類審査で記入漏れ、虚偽の記載等があった場合は失格者となり、入居の際に事実と相違するときは入居決定の取り消しとなります。
- ⑥ 連帯保証人として予定する2人は、次の条件全てに適合する必要があります。
 - 1) 2人が同世帯でないこと、また入居希望者と現に同居していないこと
 - 2) 入居希望者と同等以上の収入があり責任能力があること（税金などに滞納がないこと）
 - 3) 三股町近郊に住んでいること（三親等以内の親族の場合は、この条件は適用されない）
 - 4) 公営住宅に住んでいないこと

※ 上記に該当する連帯保証人がいない場合は、申込みの前に相談ください。

4. 申込みに必要な書類

下表の書類を揃えて、窓口に提出・提示して申込こんでください。

- ・ No.1～5 の書類は、全ての入居申込者が提出する書類です。（No.7～15は、該当する方のみ）
- ・ No.2及び3の証明書類は、マイナンバーカードの提示等で省略できます。
- ・ 提出された書類は一切返却できません。（個人番号記載の書類は情報取得後破棄します）
- ・ 公的証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものに限ります。

No.	書類名等	詳細	入手方法	備考
1	町営住宅入居申込書	入居申込者が記入	役場窓口もしくはダウンロード	自署及び自己チェックが必須欄あり
2	住民票（世帯分・謄本）	入居しようとする親族全員分、本籍・続柄が表示されているもの	公的証明書、現在の住基登録がある市町村役場	マイナンバーカード（MNC）の提示等で省略可能
3	所得証明書（令和7年度分）	入居しようとする親族全員分、所得がない人の分も必要です	公的証明書、令和7年1月1日に住基登録があった市町村役場	令和6年1月1日～12月31日までの所得が対象となります。MNCの提示等で省略可能
4	滞納のない(完納)証明書 (自治体で名称が異なります)	入居しようとする親族のうち課税されている全員分	公的証明書、令和7年1月1日に住基登録があった市町村役場	同様の証明がない場合は、納税証明書（令和6年度と令和5年度の2年度分）
5	誓約書	暴力団員等ではない旨の誓約書	役場窓口	申込み本人提出の場合は、提出時に窓口で署名で可
6	個人番号提供書	入居希望親族全員分の個人番号（マイナンバー）を記入・提供するもの	役場窓口もしくはダウンロード	事情によりマイナンバーカードを提示できない場合にご利用ください
7	雇用保険受給資格者証 または 離職票	離職年月日が記載されているもの	公的証明書、もしくは従前の会社等	失業中の方は提出してください
8	婚約を証する書類	婚約していることを証人に証明してもらうもの	規定の書式はあります が、役場窓口	婚約中の方は提出してください
9	児童扶養手当証書 母子父子等医療費受給資格証 戸籍謄本	ひとり親世帯を証する書類をいずれか一つ	公的証明書	母子・父子世帯の方は提示・提出してください。窓口提示時にコピーします
10	身体又は精神障害者手帳 療育手帳	入居しようとする親族または非同居被扶養者で該当する方全員分	公的証明書	コピーを提出でも可、窓口提示の場合はこちらでコピーします
11	生活保護受給証明書		公的証明書、福祉事務所等	生活保護受給者の方
12	収入を証明するもの (給与明細、源泉徴収票など)	所得証明書と現在の収入が大きく乖離している場合の証明	勤務先	転職または就職1年未満の方、「収入見込証明書」を取得してもらう場合があります
13	事実を証明する書類	立ち退き要求を受けているみことの証明	裁判所等	コピーを提出でも可、窓口提示の場合はこちらでコピーします
14	家賃の契約書と領収書	高家賃理由で入居希望であることの証明		領収書は口座引落の通帳で可、コピーします。

※申込書類審査の合否については、後日、文書でお知らせいたします。

5. 入居決定後の契約手続等について

- ① 指定期日までに、町役場 都市整備課 建築係（2階③番窓口）にて、契約の手続きをお願いします。その日までに手続きをされなかった方は、入居資格を取り消す場合があります。

＜持参するもの＞

- 印鑑 ※認め印で構いません。シャチハタは不可
- 収入印紙200円を1枚 ※コンビニ又は郵便局で購入してください。
- 敷金（家賃の3か月分） ※役場1階①・②窓口で納付してください。

- ② 入居申込本人及び連帯保証人2名が連署し、押印した『請書』の提出をお願いします。
申込者は認印でも構いませんが、連帯保証人2名は実印(印鑑登録証明書と同じもの)で押印して下さい。

- ③ 連帯保証人2名の証明書等の提出もあわせてお願いします。

＜連帯保証人に関する提出書類など＞

- 所得証明書〔令和6年度〕
- 滞納のない（完納）証
- 印鑑登録証明書
- 住民票抄本（ショウボン 本籍が表示されているもの）
- 110円切手2枚 ※保証人2名に請書を送付します。契約手続きの際に、ご一緒に来庁される場合は、直接お渡しますので必要ありません。

- ④ 入居後、2週間以内に住所変更及び関係各課の手続きをしてください。

※町外からの入居者は、『転出証明書』が必要になります。

6. 入居について

- ① 契約手続き及び敷金納入確認後、部屋の鍵と『入居者のしおり』をお渡します。
- ② 自治公民館組織に必ず加入していただきます。（支部役員になる事もあります）
- ③ 家賃は、入居許可書に記載された指定日から発生します。
- ④ 共益費・支部費、駐車場使用料等は、住宅使用料には含まれていません。
- ⑤ 犬、猫、その他の動物の飼育（餌付けを含む）をしたり、一時的に預かるることはできません。

《お問い合わせ・ご連絡》

三股町役場 都市整備課 建築係（2階中央 3番窓口）

電話（直通）：0986-52-9066 e-mail : kentik-k@town.mimata.lg.jp

【三股町営住宅の入居収入基準】

◆ 入居収入基準の計算

- 町営住宅に入居するには、収入制限（所得制限）があります。
- 申込世帯員の合計所得から、次の計算式により算定した額が、**15万8千円以下(月額)※1**であることが条件です。

(入居世帯全員の合計所得額 – 公営住宅法で定める控除額) ÷12月 ≤15万8千円※1

※1 裁量世帯（ページ最下部に記載）については、入居収入基準が**21万4千円**に引き上げられます。

◆ 公営住宅法で定める控除額一覧

No.	適用	控除額
1	同居親族又は扶養親族	1人につき38万円
2	特定扶養親族	1人につき25万円
3	老人控除対象配偶者または老人扶養親族（70歳以上）	1人につき10万円
4	特別障害者(身体1～2級、精神1級、療育A1～A2)	1人につき40万円
5	障害者(身体3～6級、精神2～3級、療育B1～B2)	1人につき27万円
6	ひとり親 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者	35万円
7	寡婦控除 本人・同居家族が、以下のいずれかを満たす場合。 1> 夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族※2があり、本人の所得金額が500万円以下。 2> 夫と死別してから婚姻しておらず、本人の所得金額が500万円以下。	27万円
8	給与所得者控除 申込者本人又は同居親族で、過去1年間において給与所得を有するもの	1人につき10万円
9	公的年金等所得者控除 申込者本人又は同居親族で、過去1年間において公的年金等に係る雑所得を有するもの	1人につき10万円

※1 No.6～9においては、該当する方の所得が控除額以下の場合は、その所得額が控除の限度額となる。

※2 合計所得金額48万円以下の生計を同一にする子を含む。

◆ 給与収入からみる入居収入基準早見表

単位：円

世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人
支年給額 総額	世帯一般	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満
	裁量世帯	3,888,000 未満	4,364,000 未満	4,836,000 未満	5,312,000 未満	5,788,000 未満

※ この表は、申込みする世帯の中に給与所得のある方が1人の場合に、入居可能な所得額なのかを年間総支給額と比較する早見表です。（所得のある方が複数の場合は該当しません）

※ 年収の額は、給与・賞与・子諸手当等を含めた、税引き前の年間課税対象総支給額です。

※ 所得算定において公営住宅施行令で定める控除額がない場合を想定するものです。

◆ 裁量世帯とは

- 60歳以上または18才未満の方のみで構成される世帯
- 身体障害者手帳1～4級等の交付を受けている方を含む世帯
- 小学校就学前の子どもがいる世帯（同居者）
- 長田団地または宮村第2団地で、中学校就学前の子どもがいる世帯（同居者）

【入居者のしおり（抜粋）】

◆はじめに

三股町営住宅は、入居者の皆様に健康で文化的な生活を営んでいただくため、国の補助を受けて建設した住宅です。町民共有の大切な財産ですので、利用するにあたって多くの義務と制限があります。また、団地での生活は共同生活ですから、団地や地域の皆さんと協力し、つぎの決まりを守りましょう。そのことが、お互いに快適な生活がおくれる、住み良い団地づくりにつながります。

1. 快適に楽しく暮らしていただくために

- ・団地の生活は、共同生活です。自治公民館組織に必ず加入し、お互いにゆずりあい、助け合って、みんなが明るい生活ができるようにつとめましょう。
- ・共同の施設や場所は、みんなで清掃、草刈、樹木の手入れを定期的に行い、環境の美化につとめましょう。（公園・集会場・道路・側溝・ごみ置場等）
- ・足音、テレビ、洗濯などの音は、隣近所の方たちに迷惑をかけないよう気をつけましょう。
- ・団地内の道路には、車を停めないようにしましょう。子供の飛び出し事故の原因や、緊急自動車が通れなかったりします。
- ・防犯のため、施錠はもとより、玄関のドア・チェーンやドア・アイを十分活用しましょう。

2. 住宅明け渡し請求等

入居者が、次の事項に該当するときは、入居の許可を取り消されたり、町営住宅の明け渡しを請求されることがあります。

- ① 不正な行為により入居したとき。
- ② 家賃等を 3 カ月以上滞納したとき。
- ③ 町営住宅または共同施設を、故意に壊したり傷つけたりしたとき。
- ④ 正当な理由によらないで、15日以上住宅を使用しないとき。
- ⑤ 入居者が、当該住宅に引き続き 5 年以上入居しており、最近 2 年間引き続き、公営住宅法で定められた基準収入を超える高額の収入があるとき。
- ⑥ その他関係法令、又はこれに基づく町長の指示や命令を正当な理由がなく守らないとき。

3. 禁止事項

- ① 町営住宅を他の者に貸し、又は、入居者の権利を他の者に譲渡すること。
- ② 町営住宅の用途を変更したり、増改築等を行うこと。
- ③ **犬、猫、その他の動物の飼育や餌付をすること。また、一時的に預かること。**

4. その他

入居手続き時にお渡しする『入居者のしおり』をよく読んで、明るく快適な団地生活になるよう心がけてください。